

公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を鹿児島県垂水市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、水産資源の増殖並びに水産資源及び海洋環境の保全に関する事業を実施し、水産資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産資源の種苗の生産、育成、調達、供給及び放流に関する事業
- (2) 放流効果の調査に関する事業
- (3) 海洋環境の保全に関する事業
- (4) 水産資源の保全に係る知識の啓発普及に関する事業
- (5) その他、前条の目的を達するために必要な事業

2 前項に規定する事業を行う実施区域は、鹿児島県内とする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 この定款の施行の日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の管理運用及び処分)

第6条 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合及び基本財産から除外しようとする場合には、理事会及び評議員会において、決議に加わることができる理事及び評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

- 3 基本財産の管理運用及び処分について必要な事項は、理事会の決議を経て定める財産管理運用規程によるものとする。

(その他の財産の管理運用及び処分)

第7条 その他の財産の管理運用及び処分の方法は、前条第3項に定める財産管理運用規程による。

(事業年度)

第8条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 協会が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

2 協会が、重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする場合にあっては、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める財務規程によるものとする。

第4章 評議員

(設置)

第14条 協会に、評議員10名以上12名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

3 評議員会長は、評議員会で選定し、評議員会を総括する。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 協会又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と協会及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、

遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(構成)

第16条 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次の各号のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ. 当該評議員の使用人
 - ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 理事
 - ロ. 使用人
 - ハ. 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ. 次に掲げる団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)であるもの。
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる要件

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第14条において定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前項に関し、必要な事項は、職員等出張旅費規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 役員及び評議員報酬等支給規程

(3) 常勤役員及び非常勤の監事の報酬等の額の決定

(4) 各事業年度決算(第10条1項第3号から第6号までの書類)の承認

(5) 定款の変更

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会の招集の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から、6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して会議の日時、場

所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することが出来る。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

- 2 評議員会長に事故があるときは、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることが出来る評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準(役員及び評議員報酬等規程)
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 第1項前段及び第2項の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として加わることが出来ない。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(理事等の説明義務)

第27条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として、法令で定める場合は、この限りでない。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び会議に出席した評議員から選出された議事録署名人2人がこれに記名押印をしなければならない。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(設置)

第31条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上8名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることは出来ない。

4 理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号に掲げる要件

② 租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる要件

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表しその業務を執行する。

3 業務執行理事の権限は、理事会の決議を経て定める職務権限規程による。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 増員された理事の任期は、在任者の任期の満了すべき時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第31条第1項において定めた役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任による退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第36条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によらなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第37条 役員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員及び非常勤の監事には支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会において定める役員及び評議員報酬等規程による。
- 3 役員には、その職務を遂行するために要する費用の支払をすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、職員等出張旅費規程による。
- 5 第2項の役員及び評議員報酬等規程は、公表するものとする。

(取引の制限)

第38条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする協会との取引
- (3) 協会が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において

- 協会と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第6号に規定する役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集するとき
 - (4) 第34条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号による監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の一週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、副理事長が議長に当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可決同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることができない。

(決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の実員が書面により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(議事録)

第47条 理事会における、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第48条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条においても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に

掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第50条 協会は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、鹿児島県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 協会が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、鹿児島県に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第54条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める組織規程による。

(書類の備置き及び閲覧等)

第55条 協会の主たる事務所及び従たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録

- (6) 役員及び評議員報酬等規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧等については、法令の定めによるほか、理事会において別に定める情報公開規程による。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の代表理事は、理事長白橋大信及び副理事長上野新作、業務執行理事は専務理事古賀吾一とする。
- 4 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
渋谷俊彦 笹山義弘 本田修一 叶良久 本坊輝雄 酒匂辰美
野呂忠秀 坂口弘行 久木留秀行 川畑三郎 西園末博

平成23年4月1日

附則

この定款は平成27年6月2日から施行する。